

市庁舎清掃業務に係る  
質 疑 応 答 集

吹田市

## 【入札について】

- Q1. 前回の落札業者、契約期間、落札価格(税抜)で教えてください。  
現在の現行業者(契約先名)様を教えてください。  
前回と前々回の落札金額、落札業者を教えてください。
- A1. 前回の落札業者は株式会社アカツキ吹田営業所、契約期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日まで、落札価格(税抜)は、74,412,000 円です。  
前々回の落札業者は、株式会社アカツキ吹田営業所、契約期間は、令和元年10月1日から令和4年9月30日まで、落札価格(税抜)は、70,200,000 円です。
- Q2. 入札書に記載する金額は履行期間(令和7年10月1日から令和10年9月30日)の総額(税抜)でよいのでしょうか？
- A2. お見込のとおりです。
- Q3. 前回の予定価格及び最低制限価格を税別で教えてください。〇〇,〇〇〇,〇〇〇円／〇〇ヶ月(税別)と教えてください。
- A3. 前回の予定価格は、74,412,000 円／36 ヶ月(税別)です。  
本入札においては最低制限価格を設定していません。ただし、落札候補者の入札価格が本市の設定する基準価格(非公表)を下回る入札価格であった場合には、低入札価格調査を行います。調査の結果、業務の実施が困難と判断した場合は落札候補者を落札者と決定しない場合があります。

## 【仕様書について】

- Q1. 前回と今回とで仕様の変更があれば教えてください。  
前回と今回の仕様内容の変更をお教えてください。  
前回との仕様の変更はありますか？
- A1. 前回から仕様の変更は以下の下線部部分が追加されています。
- 仕様書の P2
- (ア) 玄関、ホール、廊下、階段等
- ① 床面は、モップ又は真空掃除機等を使用し、ごみが散乱しないように除去し、常に清潔にすること。また、汚れの程度に応じて、水ぶきにより又は適性洗剤を用いて汚れを除去すること。なお、雨天時は各玄関の床面を適宜確認し、水たまりができている場合には、速やかに乾いたモップで水をふき取ること。
- 仕様書の P3
- (ア) 玄関、ホール、廊下、階段等
- ⑨ 手指用消毒液は、常に点検補充すること。

(イ) 湯沸場、手洗所

⑤ トイレ用ペーパー、ペーパータオル、便座クリーナー液、尿石防除剤及び石けん類は、常に点検補給すること。また、トイレ用消音装置は使用上の支障がないか作動確認を行うこと。なお、不作動の場合は、発注者に報告するとともに担当職員より部材支給の上、電池交換等の指示がある場合は、実施すること。

⑥ 清掃回数は、原則として「清掃基準作業表」のとおりとし、使用頻度の高い手洗所（中層棟1階女子トイレ、低層棟増築部分1階トイレ等）については、5回/日以上清掃すること。

仕様書の P4

#### 8 連絡体制

受注者は、発注者からの連絡に速やかに対応できるよう、清掃時間中は携帯端末を作業責任者に携帯させるものとする。

仕様書の P5

#### 9 業務引継

受注者は、本業務の履行に当たっては引継書等を作成するとともに、履行期間の終了前に新たな受注者が決定したときは、当該受注者と十分に業務引継を行い、業務の遂行に支障をきたすことのないよう協力するものとする。

#### 10 その他

(1) 本業務に要する器具及び消耗品は、一切受注者の負担とする。ただし、手指用消毒液、トイレ用ペーパー、ペーパータオル、石けん類、便座クリーナー液、尿石防除剤、ゴミ袋及び梱包用ひもは、発注者の負担とする。

清掃作業基準表(1)

清掃作業基準表(1)

区分	材質	日常清掃											定期清掃									
		カーペット清掃	床等清掃	紙屑等処理	テーブル雑巾かけ	ドア拭き掃除	ドア・壁面汚れ落とし	手摺拭き掃除	流し台清掃	湯沸器清掃	茶殻処理	衛生陶器清掃	ペーパー・石鹸等補給	マット清掃	側溝・排水口清掃	金属・鏡磨き	除草	カーペット洗浄	床面洗浄	ワックス塗布	研磨つや出し	換気扇洗浄
玄関	石	4/日	2/日		2/日	1/月							2/日		適							
ホール	石(一部カーペット)	4/日	2/日	1/日		適							2/日		適		1/年					
エレベーター	Pタイル	1/日	1/日			適									適				2/年			
廊下	Pタイル/カーペット(一部カーペット)	1/日	2/日			適	1/日								適		1/年	2/年				
廊下	木	1/日	1/日			適	1/日															
巾	木																					
共用	消火栓	真ちゆう	適																			
	消火器	プラスチック	適																			
階段	A	Pタイル	1/日			適	1/日								適				2/年			
階段	B	Pタイル	1/日			適	適								適				2/年			
湯沸場	モザイクタイル	2/日				適	1/日	1/日							適							
手洗所	タイル/モザイクタイル	2/日	1/日			適	適				1/日	適			適							
換気扇	金属																					適
敷地周り	アスファルト(一部コンクリート)	適	適												適							
駐車場	アスファルト(一部コンクリート)	適	適												適							
建物回り	他	コンクリート又はアスファルト	適	適											適	適						
屋上	コンクリート	適													適							
外周窓ガラス	ガラス																					2/年
更衣室	Pタイル	適	適																			
食堂	Pタイル	1/日	1/日																	2/年		
喫茶室	Pタイル	1/日	1/日																	2/年		
授乳室	Pタイル	1/日	1/日	1/日		適									適					2/年		
低層棟増築部分 エントランス	カーペット	1/日				適											1/年					

清掃作業基準表(2)

区分	材質	日常清掃			定期清掃	
		カーペット清掃	床等清掃	紙屑等処理	カーペット洗浄	研磨つや出し
市長室	カーペット	1/日	1/日	適	1/年	
副市長室	カーペット	1/日	1/日	適	1/年	
市長・副市長応接室	カーペット	1/日	1/日	適	1/年	
議場	カーペット	適	適	適	1/年	
議長・副議長室	カーペット	1/日	1/日	適	1/年	
議長・副議長応接室	カーペット	1/日	1/日	適	1/年	
会派控室	カーペット	1/日	1/日	適	1/年	
議員控室	カーペット	適	1/日	適	1/年	
議員応接室	カーペット	適	1/日	適	1/年	
議会運営委員会室	カーペット	適	適	適	1/年	
委員会室	カーペット	1/日	1/日	適	1/年	
分会計室	カーペット	1/日	1/日	適	1/年	
監査委員会室	カーペット	1/日	1/日	適	1/年	
危機管理室 (非常会議室含む)	カーペット	1/日	1/日	適	1/年	
事務室等	Pタイル	1/日	1/日	適	2/年	
会議室等	Pタイル	1/日	1/日	適	2/年	
低層棟増築部分 総会議室	木	1/日	1/日	適		
書庫・車庫・倉庫	Pタイル他	適		適		

※ただし、清掃作業基準表(1)シャワー室、清掃作業基準表(2)放課後こども育成室分室は削除しています。

< 清掃面積表 >

(単位：㎡)

	日常清掃	ワックス	窓	カーペット
低層棟	6,956.62		748	275.98
低層棟増築部分	434.61		40.48	25.65
中層棟	8,843.00		1,110	3,002.80
高層棟 (渡り廊下を含む)	8,181.57		1,044	863.83

車 庫	339.59			
仮 設 棟	392.59		52.64	
車庫倉庫棟	1,329.29		100	
軽自動車車庫	306.24			
駐車場警備ボックス	1.48			
合 計	<u>26,784.99</u>	<u>19,575.97</u> (年2回)	<u>3,095.12</u> (年2回)	<u>4,168.26</u> (年1回)

※市庁舎のトイレ箇所数は以下のとおり。

低層棟 男子トイレ 5箇所、女子トイレ 5箇所

バリアフリースイッチ等 2箇所、男女共用トイレ(親子トイレ含む) 4箇所

中層棟 男子トイレ 8箇所、女子トイレ 8箇所

身体障害者用トイレ 3箇所、男女共用トイレ 1箇所

高層棟 男子トイレ 9箇所、女子トイレ 9箇所

身体障害者用トイレ 0箇所、男女共用トイレ 1箇所

※手指用消毒液スタンドは4箇所

Q2. 勤務日は月～金、休みは土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)稼働日数は725日と考えてよろしいですか？

A2. 勤務日は開庁日(月曜日～金曜日(祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで))を除く)のみです。勤務期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までです。

Q3. 窓ガラス清掃は両面実施ですか？

A3. 両面実施です。ただし、低層棟増築部分の2階以上の開閉できない窓等の清掃困難な箇所については、片面実施も可とします。

Q4. 仕様書に記載されているガラスの面積は両面ですか？

A4. 片面です。

Q5. 床面洗浄ワックス塗布の各棟の実施面積を教えてください。

A5. ワックス塗布が必要な棟は、低層棟、低層棟増築部分、中層棟、高層棟、仮設棟です。面積については、清掃面積表を参考に想定してください。

Q6. 発注者の指示により清掃を行う場所について、想定されるおおよその清掃回数を教えてください。

A6. 中層棟3階各会派控室及び議員応接室等及び中層棟4階各委員会室については、基本的には開庁日は毎日清掃を実施いただき、本市から指示があった場合に清掃を控えていただくことを想定しています。中層棟4階議場は議会開催期間中のみ清掃を行っていただくことを想定しています。

### 【現在の履行体制について】

Q1. 現在の日常清掃の体制を教えてください。○時○分～○時○分 ○名と教えてください。

A1. 5時00分～8時00分 1名、5時00分～9時00分 2名、5時30分～9時30分 1名、6時00分～9時30分 1名、6時00分～10時00分 8名、13時00分～17時00分 1名、17時30分～20時30分 2名の作業員に加えて業務責任者及び副業務責任者をそれぞれ6時00分～13時00分に配置しています。

Q2. 現在の障がい者の雇用人数及び体制を教えてください。○時○分～○時○分 ○名と教えてください。

A2. 令和7年6月27日現在では、市庁舎清掃業務に従事している障がい者はいません。

Q3. 現在の定期清掃の実施月を教えてください。複数月に分けて実施することは可能ですか？

A3. 定期清掃は6ヶ月に1回行っています。令和6年度は1回目を7月から8月にかけて実施し、2回目を3月に実施しました。複数月に分けて実施することは可能です。